

日本労働年鑑 第53集 1983年版  
The Labour Year Book of Japan 1983

第三部 労働政策

IV 社会保障

3 公的年金制度の動向

国民年金法等の一部を改正する法律案

社会保険審議会は、一二月一一日、厚生年金のスライドに関して、年金受給者の生活実態、これまでのスライドの実情および諸般の情勢を考慮し、消費者物価が5%を割った場合でも実施すべきであるとの「厚生年金保険の年金額改定措置の実施に関する緊急意見」を森下厚相に提出した。

これを受けた厚生省は、(1)厚生年金、船員保険および拠出制国民年金の物価スライドの特例措置、(2)福祉年金の年金額の引上げ、(3)福祉年金の所得制限の引上げ、(4)福祉年金の公的年金との併給限度額の改定を内容とする「国民年金等の一部を改正する法律案要綱」を関係審議会に諮問した。これにたいして、一月一一日に国民年金審議会が、一月二一日に社会保険審議会が、さらに二月二日に社会保障制度審議会がそれぞれ了承との答申を提出した。

この答申を受けて厚生省は、二月一二日に「国民年金法等の一部を改正する法律案」を第九六通常国会に提出した。この改正法案の内容はつぎのとおりである。金額は月額、カッコ内は現行額をあらわす。

【国民年金法等の改正法案の内容】

一、拠出年金に関する事項

(1) 物価スライドの特例措置

(1)昭和五七年度において、昭和五六年度の消費者物価上昇率が五パーセントを超えない場合であっても、特例として年金額の物価スライドを行うこと。

(2) 昭和五七年度における年金額の物価スライドの実施時期を、厚生年金保険および船員保険については昭和五七年一一月から同年七月に、拠出制国民年金については昭和五八年一月から昭和五七年八月に、それぞれ繰り上げること(従来のスライド改定実施時期よりも一ヵ月遅れ)。

二、福祉年金に関する事項

(1) 老齢福祉年金

老齢福祉年金の額を二万五〇〇〇円(二万四〇〇〇円)に引き上げること。

(2) 障害福祉年金

障害福祉年金の額を一般障害者について三万七七〇〇円(三万六〇〇〇円)に、二級障害者について二万五〇〇〇円(二万四〇〇〇円)に、それぞれ引き上げること。

(3) 母子福祉年金および準母子福祉年金

母子福祉年金および準母子福祉年金の額を三万二七〇〇円(三万一二〇〇円)に引き上げること。

三、児童扶養手当に関する事項

児童扶養手当の額を児童一人の場合三万二七〇〇円(三万一二〇〇円)に、児童二人の場合三万七七〇〇円(三万六二〇〇円)に、それぞれ引き上げること。

四、特別児童扶養手当に関する事項

特別児童扶養手当の額を障害児一人につき二万五〇〇〇円(二万四〇〇〇円)に、重度障害児一人につき三万七七〇〇円(三万六〇〇〇円)に、それぞれ引き上げること。

五、福祉手当に関する事項  
福祉手当の額を一万五〇〇〇円(一万円)に引き上げること。

この改正案は、四月二〇日に原案どおり衆議院で可決され、参議院に送付された。しかしながら、参議院社会労働委員会では、老人保健法案の審議がなされており、この改正案の審議が開始されず、その成立が大幅に遅れる見通しとなった。このため、厚生年金および船員保険のスライド改定の七月実施は不可能となり、七月のスライド分は一二月支給の際に含めて支給される予定である。

## 共済年金制度基本問題研究会報告

蔵相の私的諮問機関で、公務員や三公社職員の共済年金の改革を検討していた共済年金制度基本問題研究会(本年鑑一九八一年版五二七ページ参照)は、七月一四日、三年後には支払い不能となる国鉄共済年金を救済するため、国鉄、電電、専売の三公社年金と国家公務員年金とを八四年度に合併するのが望ましいとする意見をまとめ、渡辺蔵相に報告した。

この研究会が二年前に共済年金問題にとりくんだ背景には、(1)昭和六〇年度には国鉄共済年金の破綻が避けられず、他の共済年金も昭和八〇年ごろには同じ状況に追い込まれる、(2)民間の厚生年金の受給者に比べ、共済年金の受給者には制度的に有利な面が多く、官民格差が生じている、などの理由があった。

こうした現状を踏まえて同研究会は、各共済年金とも今世紀末前後に支払い困難の状況に陥ると予想されるが、給付水準が高すぎるからであると指摘し、保険料の段階的引き上げと給付水準の引下げが必要であるとする。そして、水準引き下げの具体策として、(1)年金水準は現職加入者の平均的可処分所得(税や年金、健康保険料など公的負担を差し引いた実質的な所得)と均衡のとれたものにする、(2)年金算定方式を、厚生年金と同様に、定額プラス給与比例の方式に一本化する、(3)厚生年金と同様に、併給調整を実施し同一世帯や同一人が二つ以上の年金をもらえる場合、一つだけを支給するか、一方を減額するかする、(4)退職年金の支給開始年齢は、将来は六五歳程度とし、当面は六〇歳の実現を早める、(5)年金スライドの実施方法を再検討する、(6)通算退職年金制度を見直す、などを提言している。なお、報告は、国鉄共済年金についてはなんらかの緊急措置が必要であると指摘している。

また、同研究会での議論を通じて、つぎのような年金制度の一元化の方向が浮かび上がってきた。まず、三公社共済と国家公務員共済を合併させる一方で、一部が財政難に陥っている地方公務員共済(地方公務員、東京都職員、市町村職員など一六組合)について、公立学校、警察、その他の一四組合の三つに整理する。さらに、共済年金水準をしだいに引き下げるなどによって官民格差を解消する。その上で、共済年金グループと厚生年金を合併させ、さらに国民年金をふくめた一元化を図るというものである。

報告を受けた大蔵省は、昭和五八年中に共済年金一本化のための法案を国会に提出し、五九年度から実施する方針である。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

